

ひろしまたてものがたりフェスタ建物見学会配布資料等作成費助成金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、ひろしまたてものがたりフェスタ（以下「たてフェス」という。）の主旨に賛同し、たてフェス及び関連イベント期間中に、建物所有者等が行う建物見学会（ガイドツアー）で配布する資料や説明用パネルなどの作成に要する経費に対し、「ひろしまたてものがたりフェスタ実行委員会」（以下「実行委員会」という。）が予算の範囲内において建物見学会配布資料等作成費助成金（以下「助成金」という。）を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建物所有者等 建物所有者、建物管理者又は建物見学会（ガイドツアー）を主催する者をいう。
- (2) 配布資料等 建物所有者等が主催する建物見学会（ガイドツアー）における当該建物の見どころなどを紹介した配布資料や説明用パネルなどをいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する建物所有者等とする。

- (1) たてフェス及び関連イベント期間中に実施する建物見学会（ガイドツアー）の主催者であること
- (2) たてフェスの主旨に賛同していること
- (3) 特定の政治、思想、宗教等の活動を目的とした団体、または実行委員会を特定の政治、思想、宗教等の活動に利用する恐れのないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）または暴力団の構成員でないこと
- (5) 法令または公序良俗に反しないこと
- (6) 実行委員会の品位を傷つけ、または正しい理解を妨げる恐れのないこと

(助成対象事業)

第4条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、たてフェス及び関連イベント期間中に実施する建物見学会（ガイドツアー）で、参加者に対し配布する資料や説明用パネルなどを作成する事業とする。

(助成対象経費)

第5条 助成金の対象となる経費は、配布資料等の作成に要した費用（デザイン料及び印刷料を含む。）とする。

(助成金の額及び助成回数)

第6条 助成金の額は、支出した配布資料等の作成に要した費用とし、2万円を上限とする。

2 助成回数は、1建物所有者等あたり1年度につき1回とする。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、「ひろしまたてものがたりフェスタ建物見学会配布資料等作成費助成金交付申請書」（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、ひろしまたてものがたりフェスタ実行委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出しなければならない。

- (1) 配布資料等作成に係る見積書の写し
- (2) その他委員長が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第8条 委員長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定するものとする。

2 委員長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、「ひろしまたてものがたりフェスタ建物見学会配布資料等作成費助成金交付決定通知書」（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第9条 助成金の交付の条件は次のとおりとする。

- (1) 配布資料等に「ひろしまたてものがたり」のロゴ（別紙）を掲載すること。
- (2) 助成対象事業に要する予算を変更しようとするときは、理由書（様式任意）を添えて委員長の承認を受けること。
- (3) 助成対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、委員長の承認を受けること。
- (4) 助成対象事業が予定の期間内に完了しないときは、遅滞なく委員長に報告すること。

(実績報告)

第10条 助成金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象事業が完了したときは、その完了した日から起算して30日を経過した日又は助成金の交

付決定があった日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、ひろしまたてものがたりフェスタ建物見学会配布資料作成費等助成金実績報告書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、委員長に提出しなければならない。

- (1) 作成した配布資料1部
- (2) 配布資料等作成費用を支払ったことを証明する書類
- (3) その他委員長が必要と認める書類

（助成金の額の確定）

第11条 委員長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、助成金の額を確定する。

2 委員長は、前項の規定により助成金の額を確定したときは、ひろしまたてものがたりフェスタ建物見学会配布資料等作成費助成金確定通知書（様式第4号）により交付決定者に通知するものとする。

（助成金の請求及び交付）

第12条 前条第2項の規定による助成金の額の確定通知を受けた交付決定者は、助成金の交付を請求しようとするときは、ひろしまたてものがたりフェスタ建物見学会配布資料等作成費助成金請求書兼振込依頼書（様式第5号）を委員長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し及び助成金の返還）

第13条 委員長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の取消し又はすでに交付した助成金の返還を求めることができる。

- (1) 不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (4) 委員長の指示に従わないとき。

（その他）

第14条 この要項に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成31年4月25日から施行する。

別紙

ひろしまたてもものがたり ロゴ

「



ひろしまたてもものがたり

」